

化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱

平成 24 年 3 月 27 日
平成 27 年 12 月 25 日一部改訂

1. 趣旨

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」（以下「政策対話」という。）を設置し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す。

2. 構成メンバー

- (1) 政策対話の構成メンバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 複数の学識経験者による共同座長制とする。
- (3) 政策対話の構成メンバーは、必要に応じ、代理の者又は議題に応じた説明者等を会合に出席させることができる。
- (4) 政策対話は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

3. 開催

- (1) 開催は、政策対話が決定する。
- (2) 政策対話の会合は、原則として公開で行う。
- (3) 日程調整及び開催の通知は、政策対話の事務局が行う。

4. 進行

議事進行役は、共同座長のうち 1 名が務める。

5. 議題

政策対話が決定する。

6. その他

- (1) 会合の議事録又は議事要旨は、政策対話の事務局が作成し、会合に出席した構成メンバーの確認を得たうえで、遅滞なく、政策対話のホームページ上で公開する。
- (2) 会合で配布された資料は、原則として、政策対話のホームページ上で公開する。
- (3) 事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課とする。事務局は、政策対話及び政策対話に関する会合の準備、文書の作成その他政策対話に係る事務を執り行う。
- (4) 上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は、政策対話が決定する。

「化学物質と環境に関する政策対話」構成メンバー

令和元年 9 月 10 日時点

(敬称略)

学識経験者

北野 大
亀屋 隆志
村山 武彦

(秋草学園短期大学 学長)
(国立大学法人横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授)
(国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院 教授)

市民

有田 芳子
梶田 博
小野 光司
橋高 真佐美
崎田 裕子
中下 裕子
中地 重晴

(主婦連合会 会長)
(特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事)
(日本生活協同組合連合会 サステナビリティ推進部)
(オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 運営委員)
(ジャーナリスト・環境カウンセラー)
(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長)
(熊本学園大学 社会福祉学部 教授)

労働団体

小熊 栄
酒向 清

(日本労働組合総連合会 社会政策局長)
(日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表)

産業界

浅田 聰
坂田 信以
西條 宏之
片木 敏行
佐藤 至

(一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会
副部会長、トヨタ自動車株式会社)
(一般社団法人日本化学工業協会 常務理事)
(日本石鹼洗剤工業会 専務理事)
(一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 常務理事・バイオサイ
エンス研究所長)
(電機・電子 4 団体※製品化学物質専門委員会 委員長、シャープ株式会社)

※電機・電子 4 団体：一般社団法人 日本電機工業会、一般社団法人 電子情報技術産業協会、一般社
団法人 情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人 ビジネスマシン・情報システム産業協会

行政

長谷川 陽一
渕岡 学
塙本 勝利
久保 牧衣子
徳増 伸二
太田 志津子

(神奈川県 環境農政局 環境部 大気水質課長)
(厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長)
(厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長)
(農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室長)
(経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長)
(環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長)